

平成 28 年 11 月 15 日

芦屋市長
山 中 健 様

芦屋市文化振興審議会
会長 中 川 幾 郎

第 2 次芦屋市文化振興基本計画（原案）について

第 2 次芦屋市文化振興基本計画の策定にあたり、芦屋市の文化振興について、芦屋市文化基本条例第 8 条第 3 項に基づき、下記のとおり意見を申し上げます。

記

1 本計画を策定する際の留意事項

- ◆ 第 2 次芦屋市文化振興基本計画（原案）に対する審議会からの意見を参考に、重点施策及び重点取組について、市民にわかりやすい計画として、すみやかに策定されたい。
- ◆ できるだけ専門用語を使わず平易な表現に努め、やむを得ない場合には用語説明を付ける等、語句や文章表現を整理されたい。

2 本計画推進の際の留意事項

(1) 文化振興に関する情報の共有

- ◆ 本計画は、市民参画・協働の下に推進していくことが重要であるため、本計画の目標や課題が広く市民に共有され、市民と市民、市民と行政の協働関係がより一層構築されるよう、計画の内容及びその進捗状況をわかりやすく市民に発信し、周知されたい。
- ◆ 行政内部においても、幹部職員のみならず、職員全体で共有されるよう指導されたい。

(2) 計画の着実な実施のための進行管理

- ◆ 本計画の実施にあたっては、待ちの姿勢ではなく、市民の目線に立って、問題意識をもって取り組んでいただきたい。
- ◆ 本計画では、進捗状況を把握し、計画を検証するとともに、市民に対して説明するための手段として指標を導入したので、有効に活用するよう努められたい。なお、設定している指標については、状況の変化に応じ、柔軟に修正されたい。

以上